

## 職員の給与に関する条例等の特例に関する条例

平成27年4月1日条例第52号

最終改正：平成28年4月1日

第1条 職員の給与に関する条例（平成27年条例第29号。以下「給与条例」という。）別表第1の規定の適用を受ける職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第7項第1号、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号若しくは第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第15号）第3条若しくは第4条の規定により任期を定めて採用された職員を除く。）の給料の月額は、平成27年4月から平成30年3月までの各月分に限り、給与条例第7条及び別表第1から、給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

- (1) 給与条例別表第1の規定の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（これらの職員のうち、給与条例第6条第12項に規定する再任用職員（以下「再任用職員」という。）を除く。） 100分の6.5
- (2) 給与条例別表第1の規定の適用を受ける職員でその職務の級が6級又は7級であるもの（これらの職員のうち、再任用職員を除く。） 100分の5.5
- (3) 給与条例別表第1の規定の適用を受ける職員でその職務の級が4級又は5級であるもの（これらの職員のうち、再任用職員を除く。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める割合
  - ア 給料の支給を受けるべき日の属する年度の初日の前日（以下「年度初日の前日」という。）において、50歳以上の年齢に達している職員 100分の4.5
  - イ アに掲げる職員以外の職員 100分の3.5

(4) 給与条例別表第1の規定の適用を受ける職員でその職務の級が3級であるもの(これらの職員のうち、再任用職員を除く。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める割合

ア 年度初日の前日において、50歳以上の年齢に達している職員 100分の4.5

イ 年度初日の前日において、40歳以上49歳以下の年齢に達している職員 100分の3.5

ウ ア及びイに掲げる職員以外の職員 100分の2.5

(5) 給与条例別表第1の規定の適用を受ける職員でその職務の級が2級であるもの(これらの職員のうち、再任用職員を除く。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める割合

ア 年度初日の前日において、40歳以上の年齢に達している職員 100分の3.5

イ 年度初日の前日において、30歳以上39歳以下の年齢に達している職員 100分の2.5

ウ ア及びイに掲げる職員以外の職員 100分の1.5

(6) 給与条例別表第1の規定の適用を受ける職員でその職務の級が1級であるもの(これらの職員のうち、再任用職員を除く。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める割合

ア 年度初日の前日において、30歳以上の年齢に達している職員 100分の2.5

イ アに掲げる職員以外の職員 100分の1.5

(7) 再任用職員 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める割合

ア 給与条例別表第1備考(3)に規定する組合規則で定める職員 100分の6.5

イ アに掲げる職員以外の職員 100分の2.5

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる給与の額の算定の基礎となる給

料の月額、給料月額（第5号に掲げる手当にあっては給与条例別表第1の規定による給料の月額）とする。

- (1) 給与条例第14条第1項の規定による地域手当
- (2) 給与条例第18条第1項の規定による管理職手当及び給与条例第19条第1項の規定による特殊勤務手当
- (3) 給与条例第20条の規定による超過勤務手当及び給与条例第21条の規定による夜間勤務手当
- (4) 給与条例第29条の規定による期末手当及び勤勉手当
- (5) 職員の退職手当に関する条例（平成27年条例第38号）第1条の規定による退職手当

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成28年4月1日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。